

鬼怒川河川整備計画原案への公述

2016.1.17 取手市

1、平成 27 年 9 月洪水は全面的に国の責任

鬼怒川上流には川俣ダム、川治ダム、五十里ダムに加えて 2012 年に湯西川ダムが完成している。これらのダムが流域住民のためのものであったか。答えは否である。

■鬼怒川治水計画の変遷 (洪水基準点：石井 単位：トン/秒)

湯西川ダムとの関係	年 度	基本高水	ダム調節流量	石井地点流量	水海道地点流量
A ダム計画無し	1973 年	8,800	2,600	6,200	5,000
B ダム計画あり	1985 年	8,800	2,600	6,200	5,000
C 同上修正	2006 年	8,800	3,400	5,400	5,000

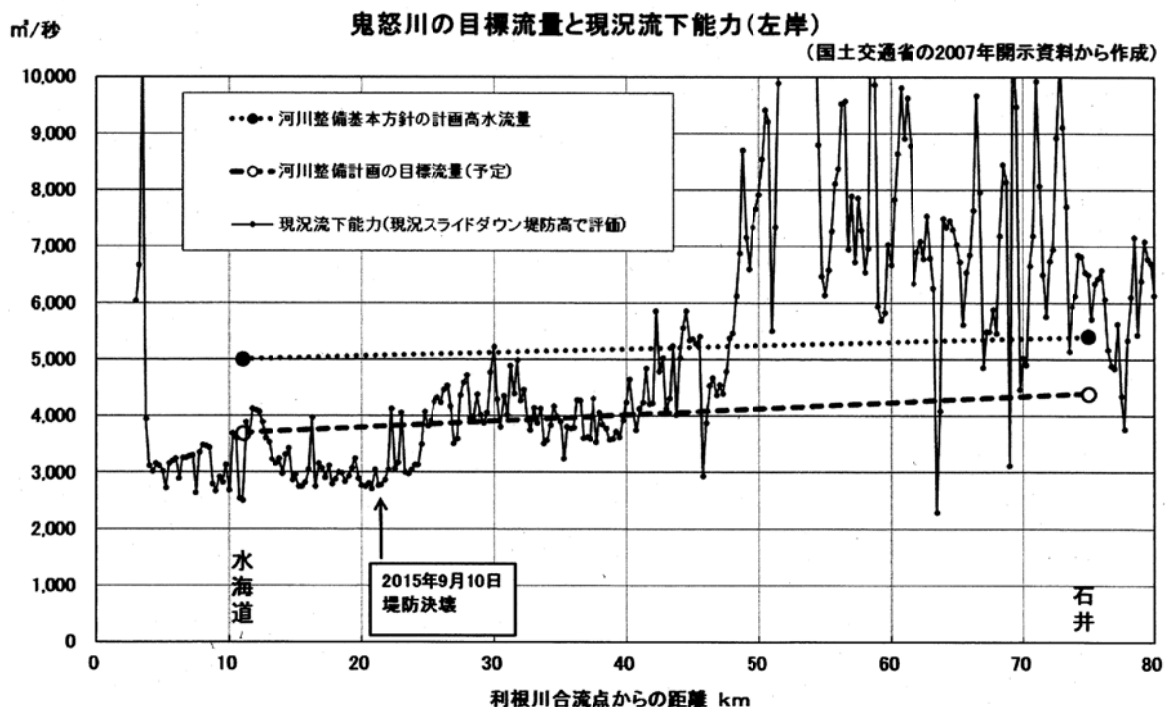
※湯西川ダム計画を織り込んだ計画 B と、それ以前の計画 A はまったく変っていない。

これは湯西川ダムが必要でないことを示している。

※計画 C は、ダム調節水量を 2600 トンから 3400 トンに増大している。これは 2004 年から始まった湯西川裁判で A と B の矛盾を原告から追及されて変更した。しかし修正したもの下流の水海道地点では 5000 トンのままだ。ここに 9 月洪水の原因が明らかにある。

2、危険を承知の上で堤防整備を放棄した。

鬼怒川の特徴は、中流部(栃木県)に比べ下流部(茨城県)の川幅が極端に狭いことだ。下の図は決壊した左岸の上流から下流への流下能力を示したもののだが、極端な差が一瞥して分かる。



2009 年 8 月、水問題専門家の 氏は湯西川裁判に次のような意見書を提出している。

「鬼怒川中流部はほとんどの所ですでに十分な流下能力を有しているのに対して、下流部は状況ががらりと変わる。必要な流下能力を大幅に下回っている区間が多く、河道整備が非常に遅れている状況にある。巨額な河川予算(1840 億円)が投ぜられる湯西川ダムを中止し、その予算で鬼怒川下流部の河道整備をすみやかに進めるべきである」。氏の意見はすべて国

交省のデータによるものだ。従って国は■■■■氏が指摘するまでもなく承知していた筈である。

2、では、鬼怒川の上中流(栃木県)と下流(茨城県)で何がなされていたのか。

- ・鬼怒川の茨城県内の堤防整備率：17.4% ・栃木県内の整備率：62.7%
- ・茨城県の治水負担金：111 億円。・栃木県の治水負担金：87 億円。

1 に述べた湯西川ダムの虚構と合わせれば、ダムを造るための治水計画であることは明らかであるが、茨城県は何を持って多額の治水負担をしたのだろうか。9 月洪水は起こるべくして起きた国の“確信犯的”無作為によるものだが、茨城県の責任も問われるべきだ。

3、危険な堤防を放置してダム、スーパー堤防など巨大構造物を造る愚かな治水政策。

9 月洪水の原因は鬼怒川の問題だけでは済まされない。鬼怒川を含めた利根川水系では、鬼怒川の堤防整備を怠っている間、利根川上流のハッ場ダムは本体工事に入り、同ダムの洪水抑制効果がゼロに近い(つまり意味のない)江戸川の下流部ではスーパー堤防が造られ続けていた。ハッ場ダムは 4600 億円。スーパー堤防は完成まで数百年を要し、1m 当たり 4000 万円。推定事業費 12 兆円という白昼夢のような無駄だ。これらの費用とエネルギーを堤防整備に注いでいたなら、鬼怒川下流部は決壊も越流もなかった可能性は高い。

4、堤防強化は「スーパー堤防しかない」と言い放ち当たり前の堤防強化を怠ったのは誰か

このたびの原案に堤防強化策がようやく出てきた。私たち「利根川流域市民委員会」は幾度となく「耐越水堤防」の採用を求めてきた。しかし国は「土堤原則」とやらを振りかざし、スーパー堤防以外はあり得ないと拒んできた。犠牲者が出てはじめて「鬼怒川緊急対策プロジェクト」とは恐れ入るしかない。しかし、その強化策もこれまでの土盛りに上積みをするに過ぎない。越流しても決壊するまで十分に時間を稼げる「耐越水堤防」とはとてもいえない。流域住民の人命・財産を本当に守る気があるのだろうか。

5、国はコストパフォーマンスのいい耐越水堤防の技術を確立している。何故使わないのか。

元建設省の河川技官だった■■■■氏は、在職中に比較的低コストの耐越水堤防の工法「アーマーレビー(鎧型堤防)」が確立されていたと語っている。1998 年には国土交通省は重点施策として河川整備の中枢に据え、1999 年には、現実に雲出川(三重県)で総延長 1.1km 完成している。コストは通常の 1 割増で抑えられるいう。では何故この工法はお蔵入りしてしまったのか。元近畿地方整備局河川部長の■■■■氏は「川辺川ダム反対運動の高まりに、このままではダムは造れないと危機感をいだいたことが原因だと思う」と語る。

国はすでに使える技術を確認している。今こそ活用すべき時ではないか。

6、治水の根本に流域治水の思想がなければならない。

耐越水堤防を述べたが、これが絶対安全でないことはもちろんだ。近頃、想定外とか異常気象なる言葉が頻繁に行き交うが、気象に異常も通常もない。だから耐越水堤防は堤防の越水も決壊も想定する治水対策だ。何が起きてもまず住民の命を守り、そして財産を守る治水の思想だ。手本はすでにある。滋賀県の「流域治水推進条例」だ。すべきことは多々あるが、鬼怒川で急ぐべきは「耐越水堤防」の整備と八間堀川の排水ポンプの増強だ。

鬼怒川 9 月洪水はダムやスーパー堤防など巨大構造物に偏重した治水政策の失敗だ。すべて国の責任であることを認め、国の無為・無作為の被害者である住民にはダム建設地域の水没住民に支払った補償金と同レベルの償いをすべきだ。その上での河川整備計画でなければならない。それなくして流域住民のための治水政策は始まらない。